

新十津川町社会福祉協議会

【事務所】 新十津川町字中央306番地3 [みらいえ]
☎ 76-2600 FAX 76-3505

ふれあい

No.237

ふれあいネットワーク

まんまる カフェ 開店♪



「まんまるカフェ」は、認知症の方やご家族の「安らぎの場所」「まんまる笑顔になれる場所」です。

体操などの軽運動、脳トレ、音楽や芸能の鑑賞など、認知症の進行予防に有効とされるプログラムで楽しい時間を過ごしていただけるよう毎月第3金曜日、農村環境改善センター「みらいえ」で開店しています。

また、認知症に対する不安や心配なことなど、専門知識を持った職員がご相談に応じます。

認知症を発症しても、住み慣れた新十津川町でご自分らしく暮らしていただけますように…。

認知症の方やご家族のほか、新十津川町にお住まいのどなたでも、ぜひお気軽に「まんまるカフェ」にご来店くださいますよう、お待ちしております。

8月23日 オカリナ 鑑賞会♪

8月のまんまるカフェでは、新十津川SOF(新十津川オカリナ仲間)の皆さんの演奏による「オカリナの調べ」を鑑賞しました。

「北の国から」「竹田の子守歌」「瀬戸の花嫁」など耳なじみのある曲をはじめ、名探偵コナンのテーマや映画タイタニックの主題歌など幅広いジャンルの曲を、綺麗な音色とハーモニーで披露していただきました。

歌詞を口ずさんだり、手拍子でリズムを取ったり、また目を閉じてじっくり聞き入る方も…皆さん思い思いにオカリナの調べを楽しめている様子でした。



まんまるカフェ

【とき】 10月25日(金)

10時~11時30分

【ところ】 農村環境改善センターみらいえ

【参加費】 200円

【内容】 • 軽運動「モルック」
• 体操、歓談

【問合せ・申込】 地域包括支援センター
横山・小玉 ☎ 72-2030

◆毎月広報ふれあいでご案内しています◆

歳末たすけあい見舞金 贈呈を希望される方へ

対象となる方について

新十津川町共同募金委員会では、皆さんから寄せられた歳末たすけあい義援金を、町内在住の生活にお困りの方々に見舞金として贈呈しています。

対象となる方については、行政区長及び民生委員に担当地区内の調査を依頼します。そのほか、贈呈を希望する本人または代理人からの申請も受け付けています。

申請後、共同募金委員会で審査を行います。年未たすけあい見舞金の贈呈を希望される方は、新十津川町共同募金委員会（新十津川町社会福祉協議会）に申請してください。

申請後、共同募金委員会で審査を行いますが、見舞金の贈呈に該当しない場合は、見舞金の贈呈に該当しない場合もありますのでご承知おきください。

1 見舞金贈呈対象者

生活が困窮しており、次に該当する者及び世帯。ただし、生活保護受給者・福祉施設入居者は除く。

①在宅寝たきり高齢者

②重度心身障がい者

③在宅独居高齢者（70歳以上）

④高齢者夫婦世帯（双方が70歳以上）

⑤母子・父子世帯

⑥生活困窮世帯

新十津川町共同募金委員会では、皆さんから寄せられた歳末たすけあい義援金を、町内在住の生活にお困りの方々に見舞金として贈呈しています。

対象となる方については、行政区長及び民生委員に担当地区内の調査を依頼します。そのほか、贈呈を希望する本人または代理人からの申請も受け付けています。

申請後、共同募金委員会で審査を行います。年未たすけあい見舞金の贈呈を希望される方は、新十津川町共同募金委員会（新十津川町社会福祉協議会）に申請してください。

申請後、共同募金委員会で審査を行いますが、見舞金の贈呈に該当しない場合は、見舞金の贈呈に該当しない場合もありますのでご承知おきください。

2 申請方法

申請書類を共同募金委員会（社会福祉協議会）窓口でお渡しします。必要事項を記入のうえ提出してください。

3 申請期限

令和6年11月11日（月）まで

4 贈呈方法

共同募金委員会審査委員会の審査を経て、贈呈の可否、金額を決定します。贈呈は12月中旬を予定しています。

5 問合せ

新十津川町共同募金委員会
(新十津川町社会福祉協議会)

☎ 76-2600

出演者募集

チャリティカラオケ



12月8日(日)ゆめりあで開催する「赤い羽根共同募金チャリティカラオケ」の出演者を募集します。

募集枠は3組とし、応募者多数の場合は抽選で出演者を決定します。

【条件】町内在住の方

【締切】11月15日(金)

【応募先】赤い羽根チャリティカラオケ実行委員会(新十津川町社会福祉協議会)

☎ 76-2600

心配ごと相談所主催 「相続登記義務化セミナー」案内

社会福祉協議会では、暮らしの心配ごとや困りごとの相談に応じる「心配ごと相談所」を開設しています。

このたび心配ごと相談所の主催で「相続登記義務化」をテーマとしたセミナーを開催します。

不動産の相続登記については、令和6年4月1日から義務化されています。申請をする場合、何から始めたら良いのか、実際の手続の方法や費用のことなど、疑問や不安はありませんか。

札幌法務局より講師を招き、わかりやすく説明していただきます。事前の申込は不要ですが、なたでも参加いただけます。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

【日 時】11月18日(月)

13時30分～14時30分(予定)

【場 所】農村環境改善センター
「みらいえ」多目的ホール

【講 師】札幌法務局職員

【そ の 他】参加料無料・事前申込不要

【問合せ】社会福祉協議会
心配ごと相談所

☎ 76-2600

社協雑記

お盆も過ぎた頃、中学校を卒業してすぐに道外の高校へ進学した次女が帰省した。空港到着口で姿を見つけた私は両手を広げて待っていたが、向かった先は妻の腕の中(笑)

そんな次女は部活で体づくりの管理をしているため、プチマッチョになっていた。監督は技術だけではなく心も育てる「徳積み」を大事にしている。皆がやりたがらないトイレ掃除、ゴミ拾い等を率先してやることが「徳積み」になるという。帰省は1週間だったが、その様子は確認できず…。

次の帰省はお正月。心身ともに成長した次女を私も「徳積み」しながら待つようと思う。

ご厚情感謝申し上げます

●社会福祉協議会へ

◆廣田あゆみさん(中央区)
故康吉様生前のお礼
故キヨ子様生前のお礼

◆得能美智子さん(弥生区)
故キヨ子様生前のお礼

◆カラオケ「和楽会」
社会福祉資金として

1万円
3万円
1万円

新十津川町社協広報「ふれあい」は赤い羽根共同募金の助成を受け、発行しています。

*歌唱はフルコースです。
歌唱の前後で、司会者とのトークがあります。